

令和6年度

事業計画

あれあいネットワーク



社会福祉
法人

徳島県社会福祉協議会

目次

I 理念、基本方針と重点推進施策

	頁数
基本理念	1
SDGsの取り組み	
基本方針と重点推進施策	2

II 事業計画

基本方針1 共に支えつなげる地域づくり

1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進	
市町村社協総合支援事業	3
地域福祉活動計画の策定・実践への支援/ 市町村社協の地域福祉推進体制の支援/ (新) 社協の包括的支援力向上会議/ 住民主体の包括的な生活支援体制づくり	
ボランティア活動推進事業	5
市町村社協連携強化事業	
2. 多様な主体と連携した包括的支援体制の推進	
生活困窮者自立支援事業の推進	6
とくしま・くらしサポートセンター事業/ 共同募金配分金事業	
生活福祉資金貸付事業	7
貸付審査等運営委員会の開催/ 生活福祉資金貸付制度の活用促進/ 円滑な制度実施のため の研修会等の開催/ 他機関との連携によるきめ細やかな支援/ (新) 借り入れ世帯への 継続的な相談支援/ 適正な債権管理の取り組み/ 民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促 進	
とくしま権利擁護センター事業	8
日常生活自立支援事業の推進/ 成年後見制度の推進	
子どもの居場所づくり推進事業	9
子どもの居場所づくりの推進に向けたコーディネート機能の発揮	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	9
社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用	
3. 広域・ブロックを意識した協働のプラットフォームづくり	
地域の多様な主体による連携・協働の支援	10
圏域における取り組みの支援	
専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化	10
とくしま権利擁護センター事業	
ボランティア活動推進事業	11
ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築/ ボランティア推進センター機能 強化事業	
大規模災害に備えた連携強化推進事業	12
ソーシャルサポートネットワークの構築	
福祉活動の普及啓発	12
広報の活用と情報発信の充実/ 第68回 徳島県社会福祉大会の開催	

基本方針2 未来の福祉をリードする人づくり

1. 福祉人材の確保・育成・定着の推進	
保育人材就職等促進事業	13
保育士就職相談事業/ 保育マッチング体制整備事業/ 潜在保育士への研修/ 保育フェアの開催/ 保育職場体験事業/ 保育人材確保検討会議の開催	
介護福祉士等修学資金貸付事業	14
介護福祉士等修学資金貸付事業/ 福祉系高校修学資金貸付事業/ 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業/ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業/ 介護分野就職支援金貸付事業/ 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業/ 障害福祉分野就職支援金貸付事業/ 社会福祉士修学資金貸付事業	
保育士修学資金貸付等事業	15
保育士修学資金貸付事業 / 保育補助者雇上費貸付事業/ 潜在保育士等の就職準備金貸付事業/ 保育士の離職防止支援事業/ 未就学児をもつ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業	
福祉・介護職場の人材育成・定着支援事業	15
職場内研修サポート事業/ 職場内研修担当者養成研修の実施/ スーパービジョン研修の実施/ 働き方改革モデル事業所認定/ 圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業/ (新) 若年福祉人材離職防止啓発支援事業 (ヨコイト座談会の開催)	
社会福祉従事者研修事業	16
階層別研修 4研修/ スキルアップ研修 14研修	
介護支援専門員関連研修事業	16
介護支援専門員関連研修 6研修	
福祉人材センター事業	17
無料職業紹介事業/ 人材確保推進のための事業/ 介護等体験事業	
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	17
福祉就職ガイダンスの開催/ (新) 圏域別ガイダンスの開催/ 市町村と連携した介護人材確保に向けた取り組みの推進/ とくしまの福祉の就活Web版の配信/ 福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催/ ハローワーク移動相談事業/ 雇用と福祉の連携による離職者への就職支援の推進/ ハローワークとの協働ミニガイダンス/ 養成校におけるミニガイダンス/ 調査研究事業	
種別協議会との協働事業の推進	19
各種別協議会の運営を通じた専門性の向上	
2. 共に生きる力を育む福祉教育の推進	
ボランティア活動推進事業	20
全世代ボランティア活動促進事業	
とくしま権利擁護センター事業	20
成年後見制度の推進 (社会的包摂に向けた福祉教育/ 地域住民に向けた支え合い活動の推進)	
次世代福祉人材の担い手育成支援事業	20
福祉・介護職場等体験事業/ 学生向け体験事業/ (新) 福祉職場インターンシップ等事業 / 全世代に向けた福祉生涯教育	

3. 誰もが社会で活躍できる関わりの推進	
福祉サービス第三者評価事業	22
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査者の養成	
社会的養護関係施設第三者評価事業	22
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み	
地域密着型サービス事業外部評価事業	22
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査員の養成	
福祉サービス苦情解決事業	23
福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化/ 運営適正化委員会等の開催	
個と地域の一体的な支援力の強化	23
市町村社協への総合的な支援/ とくしま権利擁護センター事業	
アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業	24

基本方針3	安全・安心な福祉のまちづくり
--------------	-----------------------

1. リスク対応力の強化と深化	
徳島県災害ボランティアセンター整備事業	25
徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施/ 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備	
災害ボランティアセンター体制整備事業	25
市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援	
様々なリスクへの対応	25
リスク対応力の強化	
大規模災害に備えた連携強化推進事業	26
中核スタッフ会議の開催/ 広域連携フォーラムの開催/ 四国4県社協災害ボランティアセンター担当者会議を通じた災害対策	
2. 平時から発災、復興まで切れ目のない支援体制の構築	
福祉避難所運営体制強化事業	27
福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備	
災害コミュニティソーシャルワークの推進	27
被災者・被災地を中心とした総合相談支援体制の構築	
ボランティア活動推進事業	27
災害ボランティア等の育成	
3. 地域と協働した要配慮者支援の推進	
民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮	28
災害時における包括的な支援体制の構築	28
各圏域訓練等への参画・協力及びネットワーク化の推進/ 各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施	

基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

1. 地域貢献・地域における公益的な取り組みの推進	
県社協組織の運営	29
基金等を活用した事業の展開/ 社会福祉法人等との連携・支援	
法人運営事業	29
地域貢献・公益的な取り組み,SDGs推進事業	
2. ICT等の活用による働き方改革の推進	
県社協組織の運営	30
ICTを活用した情報の収集・発信の機能強化/ 風通しが良く、働きがいのある職場環境の構築	
3. 持続可能な組織運営と経営基盤の強化	
法人運営事業	31
コンプライアンス徹底・ダイバーシティ浸透への取り組み/ 理事会・評議員会等の開催/ 会計基準に従った予算執行及び資金等の管理/ 職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発/ 関係行政機関との協働/ 政策提言・意見具申	
種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業	32
徳島県民生委員児童委員協議会/ 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会/ 徳島県社会福祉法人経営者協議会/ 徳島県老人福祉施設協議会/ 徳島県保育事業連合会/ 徳島県私立保育園連盟/ 徳島県児童養護施設協議会/ 徳島県ホームヘルパー協議会/ とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会	
収益事業	35
図書、福祉新聞、その他印刷物等の販売及び斡旋	
法人運営事業	35
SDGsの目標達成	
令和6年度 社会福祉従事者研修等実施計画	36

徳島県社協 基本理念

徳島県民一人ひとりが、お互いに支え合いながら
身近な地域で、その人らしく、安心して生き生きと
暮らせる福祉社会の実現を目指します。

SDGs の取り組み

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された
「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に向けた
「SDGs(持続可能な開発目標)」は、本会の基本理念にも合致するものであるため、
第七次活動推進計画の取り組みを通じて目標達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



徳島県社協 基本方針と重点推進施策

基本方針 1 共に支えつながる地域づくり

重点推進施策

- (1) 市町村社協を核とした地域福祉の推進
- (2) 多様な主体と連携した包括的支援体制の推進
- (3) 広域・ブロックを意識した協働のプラットフォームづくり

基本方針 2 未来の福祉をリードする人づくり

重点推進施策

- (1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進
- (2) 共に生きる力を育む福祉教育の推進
- (3) 誰もが社会で活躍できる関わりの推進

基本方針 3 安全・安心な福祉のまちづくり

重点推進施策

- (1) リスク対応力の強化と深化
- (2) 平時から発災、復興まで切れ目のない支援体制の構築
- (3) 地域と協働した要配慮者支援の推進

基本方針 4 親しまれ信頼される組織づくり

重点推進施策

- (1) 地域貢献・地域における公益的な取り組みの推進
- (2) ICT等の活用による働き方改革の推進
- (3) 持続可能な組織運営と経営基盤の強化

基本方針1 共に支えつなげる地域づくり

重点推進施策	1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進
--------	----------------------

市町村社協総合支援事業

地域福祉活動計画の策定・実践への支援

<p>(1) 地域福祉活動計画の未策定社協への直接支援</p> <p>住民主体の地域福祉活動の組織化を図り、地域を基盤とした包括的な支援体制の構築・推進を支援する。地域福祉活動計画が未策定の市町村社会福祉協議会を訪問し、それぞれの市町村社協が進める地域づくりの方針を明確化し職員間での合意形成を促すほか、具体的な策定の手順等を含む局内統合の推進を直接支援する。</p>	回数	未策定社協毎に各1回以上
	対象者	地域福祉活動計画の未策定社協
<p>(2) 地域福祉活動計画の策定・見直しに係る支援</p> <p>住民主体の地域福祉活動の組織化を図り、地域を基盤とした包括的な支援体制の構築・推進を支援する。地域福祉活動計画の策定や評価、見直しなどに関する研修を行う。</p>	時期	第3四半期
	対象者	市町村社協
<p>(新) (3) 多機関との協働体制の構築 (包括的支援体制構築推進会議)</p> <p>地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰も排除しない地域社会づくりを推進するため、地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と、その役割を担う専門機関の協働体制づくりを推進する。</p>	時期	第2四半期
	対象者	関係機関・者
<p>(4) 行政機関との協働体制の構築</p> <p>地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰も排除しない地域社会づくりを推進するため、地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と、その役割を担う専門職の確保などの体制づくりを推進する。 行政機関等との情報共有を密に行うことで、社協事業への理解を深めるとともに、協働体制の構築を進める。</p>	時期	通年
	対象者	行政機関
<p>(新) (5) 市町村社協等の進める研修会の推進・支援</p> <p>市町村社協や民生委員・児童委員協議会等からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。 ①市町村社協の進める研修会への職員派遣 ②プレゼンテーションのできる社協職員育成に向けた支援</p>	時期	通年
	対象	市町村社協他

市町村社協の地域福祉推進体制の支援

<p>(1) 地域を主体とする社協機能の強化</p> <p>地域生活課題の把握と伴走型支援によって、適切な制度・サービスに繋いだり、新たな取り組みを地域の多様な機関や市民活動等とともに開発して、地域社会の再構築を図る。市町村社協の総合相談・支援対応力の強化に取り組み、誰も排除しない地域づくりを推進する。</p> <p>中央情勢や社会情勢等の共有、県内の社会福祉の推進に向けた情報交換を行うなどして、社協機能の確認や基盤強化を図るとともに、必要な施策の検討を行い、状況に応じて提言を行う。</p> <p>①市町村社協会長会議 ②市町村社協事務局長会議</p>	<p>回数</p> <p>①1回 ②3回</p>	
<p>(2) 組織内体制の強化</p> <p>生活課題の発見と解決に向けた事業を展開するため、生活福祉資金・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業等の既存事業別担当者会や相談技術向上を目指した包括的なスキルアップ研修を行うとともに、各種関係団体業務、市町村社協職員連絡会を通して情報共有するなど、組織内体制を強化する。</p> <p>①市町村社協事務局長研修会 ②相談支援業務担当職員研修会</p>	<p>時期・回数</p> <p>①5、9、1月 ②7、11、3月</p>	
<p>(新) (3) 多機関との協働体制の構築</p> <p>地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰も排除しない地域社会づくりを推進するため、包括的支援体制構築推進会議を開催して地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と、その役割を担う専門機関の協働体制づくりを推進する。</p>	<p>時期</p> <p>第2四半期</p>	
<p>(4) 行政機関との協働体制の構築</p> <p>地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰も排除しない地域社会づくりを推進するため、地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と、その役割を担う専門職の確保などの体制づくりを推進する。行政機関等との情報共有を密にし、社協事業への理解を得るとともに、協働体制の構築を進める。</p>	<p>時期</p> <p>通年</p>	
<p>(新) (5) 市町村社協等の進める研修会の推進・支援</p> <p>市町村社協や民生委員・児童委員協議会等からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。</p> <p>①市町村社協の進める研修会への職員派遣 ②プレゼンテーションのできる社協職員育成に向けた支援</p>	<p>時期</p> <p>通年</p>	
	<p>対象</p> <p>市町村社協他</p>	

(新) 社協の包括的支援力向上会議

社協の総合相談力を高め、協働する関係機関の中核となり、地域福祉の推進を包括的に進めるため、実践の検証に取り組むとともに、新たな資源や仕組みづくりを検討する。

時期 年3回

対象 市町村社協

住民主体の包括的な生活支援体制づくり

地域福祉推進のためのアドバイザー派遣事業

市町村社協が進める地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的見地から助言等の援助を行う、相談支援アドバイザーを派遣する。また、本事業の活用について理解を深めてもらうために定期的な周知を行う。

時期 通年

対象 市町村社協

重層的支援体制構築推進事業

包括的支援体制の構築に関するセミナー等の研修の機会を通して、市町村圏域の地域福祉活動を推進する人材を育成する。
また、圏域内の様々な機関・団体と協働し、住民を主体とした地域福祉を包括的に推進する。

時期 第2四半期

対象者 社協、行政、関係機関・者

社協の包括的支援体制強化事業

地域の民生委員・児童委員をはじめ、市町村社協や社会福祉法人・施設が連携し、課題解決に向けた協働体制に取り組む。包括的支援体制の構築や地域協議会の設置、その活動を推進するために必要な事業を展開することを目的に、活動のための助成や人材育成支援を実施する。
これには民生委員・児童委員アンケート結果やkintoneを活用し、地域の生活課題の発見と共有を図り、その解決に向けた方策を検討することができるよう支援する。

時期 通年

対象者 社協、関係機関・者

社会資源調査事業

地域共生社会の実現を目指して各市町村で行われている、地域住民の集う拠点や小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の社会資源を市町村単位で調査し、kintone等を活用することで情報の共有を円滑に進める。
得た情報は一覧化し、市町村社協職員連絡会とも連携し、会員向けスマホアプリ上で共有するとともに、今後の事業展開のための基礎資料とする。

時期 通年

対象者 行政、市町村社協

ボランティア活動推進事業

市町村社協連携強化事業

(1) 市町村ボランティアセンター広域連携の促進

県内の各市町村社協のボランティアセンターやコーディネーターの連携を推進し機能強化を図る。

時期・回数 (1) 通年
(2) 随時

(2) 市町村ボランティアセンターの相談支援事業の強化

市町村社協の推進するボランティア活動の支援、ボランティアフェスティバル等への協力を行うとともに、ボランティアに関する情報提供を実施する。

対象者 市町村社協

基本方針1 共に支えつながる地域づくり

重点推進施策	2. 多様な主体と連携した包括的支援体制の推進
--------	-------------------------

生活困窮者自立支援事業の推進

とくしま・くらしサポートセンター事業

生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者の個々人に応じた支援計画の作成、就労・家計再建等に向けた課題を解決するため、16町村社協と協議体を構成し、16町村社協が行う相談支援をサポートする。	時期	通年
	対象者	16町村社協
徳島県生活困窮者自立支援協議会運営委員会 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県社協とともに協議会を構成する16町村社協の情報共有等を図るために、構成団体の事務局長等による運営委員会を開催する。	回数	年2回
	対象者	16町村社協
生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。	回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など
家計改善支援事業 生活困窮者の家計の管理能力の向上を図るため、きめ細やかな相談支援を実施する。	時期	通年
	対象者	生活困窮者
生活困窮者自立支援強化事業 支援従事者や関係機関職員向けのセミナーや事例研究等の研修を開催するとともに、関係機関と連携して支援体制整備を進める。 (1) 研修企画会議の開催 (2) テーマ別研修（生活困窮者への支援のあり方を考える） (3) 資質向上研修（国が主催する人材養成研修の伝達等）	回数	(1) 年2回 (2) (3) 計3回
	対象者	(1) 県、自立相談支援機関、学識経験者など (2) 事業従事者ほか (3) 事業従事者ほか
生活困窮者へのアウトリーチの強化 生活困窮者に対する能動的支援を実施し、ひきこもり地域支援センター等関係機関と連携した伴走型支援を実施する16町村社協を支援する。	時期	通年
	対象者	16町村社協

共同募金配分金事業

生活用品貸与（給付）事業 生活困窮者の自立を支援するための就職活動や生活の立て直しを支援する生活用品貸与（給付）事業を広く周知し、テーマ別募金による支え合い活動を促進する。	時期	生活困窮者自立支援事業のプランに基づく。
	対象者	生活困窮者

生活福祉資金貸付事業

貸付審査等運営委員会の開催

幅広い専門分野の審査委員で構成される貸付審査等運営委員会を開催し、総合的かつ多角的な面から適正な審査を実施する。なお、貸付による支援と併せて、相談者の自立を促すことができるよう課題の解決や世帯の自立に向けた支援について総合的に検討する。

時期 毎月20日

回数 毎月1回

生活福祉資金貸付制度の活用促進

低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立及び安心した生活を送れるように支援する。また必要に応じて、生活困窮者自立支援事業や日常生活自立支援事業等と連携することで、より効果的な事業の活用を図る。

種別

総合支援資金
福祉資金
教育支援資金
不動産担保型生活資金
臨時特例つなぎ資金

円滑な制度実施のための研修会等の開催

(1) 市町村社協担当者会

事業に係る知識の習得や、制度の理解について周知・徹底を図る。あわせて、伴走型支援による継続的な支援を行うための検討をすすめる。

時期・回数

(1) (2)
年1回

(2) 貸付事業運営研究協議会

複雑化、複合化する課題を抱える世帯への支援に際し、本事業と他制度との連携をスムーズに行うため、社協や民生委員・児童委員などの関係機関に対して、事業への共通認識を図り連携の在り方について共に考える場を設ける。

対象者

(1) 市町村社協担当者
(2) 市町村社協担当者
民生委員・児童委員

他機関との連携によるきめ細やかな支援

市町村社協の協力を得て、民生委員児童委員協議会並びに民生委員・児童委員に対して、本貸付事業における民生委員の役割や意義などの理解を図る。加えて、子どもの貧困など社会問題への対応として、学校関係者に対する説明・周知を行い、本事業への理解・協力を求める。借受世帯の自立に向けた包括的な支援を行うため、福祉事務所やハローワーク等との効果的な連携強化を目的として各種相談会などへ積極的に参画する。

時期

①7月
②9月
③12月

- ①福祉事務所関係職員研修会
- ②ワンストップ相談会
- ③なんでも無料相談会

対象者

民生委員・児童委員
県内高等学校、
行政機関、工業等

(新) 借り入れ世帯への継続的な相談支援

借受世帯に対して、市町村社協や民生委員・児童委員、関係機関等と連携しアウトリーチを実施する。潜在化する生活課題の把握に努め、必要に応じて相談支援に繋げることで、予期しない滞納等の予防や生活上の困りごとの解決に取り組む。本人の状況と必要に応じて、生活困窮者自立支援事業における相談に繋げるなどし、償還計画の見直しなどにも弾力的に対応する。

時期

通年

適正な債権管理の取り組み		
<p>初期段階における滞納解消に向けた取り組みや、長期滞留債権の適正な債権処理をすすめる。あわせて、悪質滞納者などに対する法的手続きや行方不明・転居等に素早く対応するため、借受世帯の生活状況把握や居住地調査を徹底する。</p> <p>2回目の滞納が発生した場合には、市町村社協と電話連絡を行ったうえで、本人の状況を詳細に把握するなどの具体的なルールを定め運用している。</p>	時期	通年
民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促進		
<p>民生委員・児童委員の交代後も継続した支援や助言が行われるよう、本事業の内容や民生委員の役割について理解・協力を求めるとともに、生活福祉資金借受世帯の引継ぎについての支援を行う。</p>	時期	通年
	対象者	民生委員・児童委員
とくしま権利擁護センター事業		
日常生活自立支援事業の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う。</p> <p>事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援を意識した事業を行うとともに資質の向上に努める。</p> <p>(1) 契約締結審査会 (2) 巡回訪問（8市町村社協） (3) 相談支援業務担当研修会 (4) 専門員連絡会議等 （専門員基礎研修、生活支援員基礎研修、市町村社協における生活支援員定例会議、困難事案のケース会議等）</p>	時期	(1) 毎月 (2) 6月～10月 (3) 奇数月 (4) 研修 年2回、 会議 随時
	対象者	専門員 生活支援員 社協職員
成年後見制度の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）の財産管理や身上保護をする成年後見制度の普及を図る。県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の充実など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>また、制度を推進するため、家庭裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図るとともに、支援従事者の資質の向上に努める。</p> <p>(1) 権利擁護専門研修等 （権利擁護専門研修、権利擁護支援者養成研修、権利擁護・成年後見セミナー、市町村社協等への出前講座・情報提供） (2) 成年後見制度利用促進会議及び利用促進協議会 (3) 圏域別中核機関連絡会議（利用促進協議会併催） (4) 法人後見連絡会議 (5) 市町村長申立（基礎・困難事例検討等）研修 (6) 専門（体制整備・専門的支援）アドバイザーの派遣</p>	時期	(1) 専門 5月、 支援者養成7～9月、 セミナー2月 (2) 5月～ (3) 5圏域で実施調整中 (4) 12月 (5) 年2回程度 (6) 通年
	対象者	市町村社協 市町村 関係機関・団体 県民

子どもの居場所づくり推進事業

子どもの居場所づくりの推進に向けたコーディネート機能の発揮

<p>(1) 子どもの居場所についての周知・啓発の促進</p> <p>子どもや家庭が安心して参加し、身近な地域が見守る子どもたちの居場所について、理解・協力が得られるように様々な広報媒体を活用して広く周知し啓発を図る。</p>	時期	通年
<p>(2) 社会資源調査事業</p> <p>福祉行政や教育行政が取り組む子どもや子育て支援の各種サービス、地域の住民が地域でつながり・支え合うことを目指して集う子ども食堂や学習支援など、官民の多岐にわたる取り組みを調査し、収集する。得た情報は一覧化し、子どもの居場所づくりを応援したいとする者や団体等に提供するとともに、地域福祉の推進のための基礎資料として、市町村社協をはじめ関係機関にも提供する。</p>		
<p>(3) 支援バンクを通したコーディネート機能の発揮</p> <p>子どもの居場所づくりに関する各種制度やサービス、県内で取り組む運営者・団体と応援者・団体を網羅するために設置した支援バンク機能を活用して、子どもの居場所づくりに取り組む運営者団体と応援者・団体のマッチングを行い、子どもの居場所づくりの拡充を図る。子どもの居場所を通じて把握する地域生活課題にも対応してゆくために求められる知識や情報、居場所の実施に関するノウハウ等を提供する支援を行う。</p>	対象者	<p>子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、 子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体 関係機関・者 市町村社協</p>

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用

<p>児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、生活支援費、家賃支援費や資格取得支援費などの自立支援資金の貸付を行う。</p>	対象者	<p>児童養護施設等に入所中の児童・生徒等</p>
---	-----	---------------------------

基本方針1 共に支えつなげる地域づくり

重点推進施策

3. 広域・ブロックを意識した協働のプラットフォームづくり

地域の多様な主体による連携・協働の支援

圏域における取り組みの支援

<p>「地域共生社会」の実現を目指して取り組む多様な関係機関とのネットワークづくりを目的とした会合へ参画する。県の実施する孤独・孤立対策関連プラットフォームをはじめ、広域で社会的包摂に取り組み、市町村社協に情報共有する。</p>	<p>時期</p>	<p>通年</p>
<p>地域生活課題・社会活動等の実態把握</p> <p>民生委員・児童委員や市町村社協等と協働して、地域生活課題の現状把握を行ったり、地域福祉活動の実践や社会資源の実態を把握したりするなど、県内の地域福祉活動の推進に繋げるために情報共有を行う。</p>	<p>時期</p>	<p>通年</p>
<p>地域福祉の取組状況を共有するセミナー等の開催</p> <p>地域福祉の取組状況を共有したり、具体的な実践方法を学び、地域共生社会の推進に向けた包括的な支援体制の構築に繋げることができるよう、地域を基盤とした多機関協働の促進を図る。</p>	<p>回数</p>	<p>年1回</p>
	<p>対象者</p>	<p>市町村社協、民生委員・児童委員等</p>
	<p>対象者</p>	<p>社協・社会福祉法人役職員、行政職員、地域福祉推進関係者</p>

専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化

とくしま権利擁護センター事業

<p>日常生活自立支援事業の推進</p>	<p>時期</p>	<p>随時</p>
<p>事業効果および効率化をより一層高めるため、金融機関との連携強化を図り、マニュアルを作成する。</p>	<p>対象者</p>	<p>関係機関 市町村 市町村社協</p>
<p>成年後見制度の利用促進</p> <p>関係者に日常生活自立支援事業と成年後見制度のスキームの理解を図り、適切な利用ができるように働きかける。 また、裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図るとともに支援従事者の資質の向上に努める。</p>	<p>時期</p>	<p>(1) 2月 (2) 5月～ (3) 7月～9月</p>
<p>県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の充実など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 成年後見制度利用促進会議及び利用促進協議会 (3) 権利擁護支援者養成研修</p>	<p>対象者</p>	<p>県民 市町村 市町村社協 関係機関・団体</p>

ボランティア活動推進事業

ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築

<p>(1) 善意銀行（預託）の実施</p> <p>「社会の役に立ちたい」という多くの企業・団体等からの預託（物品・技術）の申込窓口を設置し、提供を必要としている施設等へ橋渡し（紹介・マッチング）を行う。</p> <p>(2) NPO・ボランティアおためし体験事業</p> <p>ボランティア活動を体験してみたい方を対象に、本格的な活動への参加ではなく、お試し体験として短期間の活動体験を提供する</p> <p>(3) ゆめバンクとくしま運営事業</p> <p>人、物、資金、情報を必要とするボランティア・NPO等に繋ぐ「ゆめバンクとくしま」の運営に協力することにより、助成金情報や団体情報等を広く提供する。</p> <p>(4) ボランティア活動への普及啓発・相談支援事業</p> <p>ボランティアに関する講座の開催や相談支援、ボランティア団体等の交流の場づくりを進めることにより、ボランティア・NPO組織化等の活性化を図る。</p> <p>(5) ボランティア保険関連事業</p> <p>ボランティア活動保険に関する窓口を設置し、説明、加入手続き等事務を行う。</p>	<p>時期・回数</p> <p>(1) (5) 通年 (2) 年50回以上 (3) (4) 随時</p>
<p>(4) ボランティア活動への普及啓発・相談支援事業</p> <p>ボランティアに関する講座の開催や相談支援、ボランティア団体等の交流の場づくりを進めることにより、ボランティア・NPO組織化等の活性化を図る。</p> <p>(5) ボランティア保険関連事業</p> <p>ボランティア活動保険に関する窓口を設置し、説明、加入手続き等事務を行う。</p>	<p>対象者</p> <p>県民、ボランティア、企業、市町村社協等</p>

ボランティア推進センター機能強化事業

<p>(1) ボランティア推進センター運営委員会</p> <p>ボランティアの代表及び福祉団体・社会福祉協議会の役職員・関係行政機関の職員・社会福祉施設の関係者・報道機関の関係者・学識経験者等に必要に応じ委員に就任いただき、運営委員会でボランティア推進センターの事業内容、活動方針を検討する。</p> <p>(2) ボランティア活動実態調査事業</p> <p>社会福祉施設、社会貢献団体等へボランティア活動に関するニーズの調査を行い、公表することでボランティア活動希望者や企業・団体に社会貢献活動についての情報を提供する。</p>	<p>回数</p> <p>(1) (2) 年1回</p>
<p>(2) ボランティア活動実態調査事業</p> <p>社会福祉施設、社会貢献団体等へボランティア活動に関するニーズの調査を行い、公表することでボランティア活動希望者や企業・団体に社会貢献活動についての情報を提供する。</p>	<p>対象者</p> <p>県民、ボランティア、企業、市町村社協等</p>

大規模災害に備えた連携強化推進事業

ソーシャルサポートネットワークの構築

地域住民・福祉関係者等が連携する包括的支援体制の構築に取り組み、生活支援と地域づくり支援を推進することで、地域における要支援者世帯への相談支援の実施、ささえあう減災地域づくりへとつなげる。

(1) 中核スタッフ会議の開催
施設・社協の中核スタッフ等の官民協働で、県内の広域的な福祉課題の解決、防災福祉活動の推進に取り組む。

(2) 広域連携フォーラムの開催
発災害時にも県内の多様な支援主体が連携できる土壌をつくり目指した広域連携フォーラムを開催する。

(3) 四国ブロック社協による災害対策の推進
四国ブロック社協の幹事県として、災害時にも活用できる広域のネットワークづくりによる協働体制の構築と人材育成を推進する。

回数

(1) 年3回
(2) 年1回
(3) 年2回

対象者

(1) 県域、東・西・南域、市町村域から選出された中核スタッフなど
(2) 福祉関係団体、民間企業、任意団体、行政など
(3) 四国県社協、四国JCI、 全社協など

福祉活動の普及啓発

広報の活用と情報発信の充実

(1) 県内の様々な福祉活動を収集・取りまとめ・広報誌で周知することで、福祉活動への理解促進、取り組みの広がりにつなげる。

(2) ホームページやフェイスブック等による本会からの発信に加え、マスコミへの働きかけによる報道を活用するなどして、福祉活動を広く浸透させることで、さらなる取り組みや繋がりの拡大につながるよう努める。

時期

(1) 年4回
(2) 随時

対象者

(1) 会員、公共施設等
(2) 県内外

第68回 徳島県社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会し、「地域共生社会」の実現に向けて、その具体的な取り組みを進めることを誓いあうとともに、永年にわたり社会福祉の推進に功績のあった方々に敬意と感謝の意を表すことを通じて、さらなる活動の発展を促進する。

日時

令和6年11月8日

場所

あわぎんホール
(徳島県郷土文化会館)

基本方針2 未来の福祉をリードする人づくり

重点推進施策

1. 福祉人材の確保・育成・定着の推進

保育人材就職等促進事業

保育士就職相談事業

保育所（園）への円滑な就職支援を行うため、保育資格を有する者の再就職に関する相談や、今後、保育資格取得を希望する者からの相談、就職先のあっせん並びに保育所（園）からの求人に関する相談に対応する。

時期

通年

対象者

保育所（園）への就職を希望する者、県内の保育所（園）採用担当者

保育マッチング体制整備事業

保育所（園）と求職者の双方の意向に沿った就職を支援するため、マッチングの機能強化に向けた、事業所ニーズの把握・強化に努める。事業所を訪問し、より詳細な求人状況・ニーズを把握するとともに、事業所だけでは解決の困難な課題に対し、特に離職防止戦略や採用戦略、育成戦略の観点に立った外部の専門支援者による巡回相談を行う。

時期

通年

対象者

保育所（園）、認定こども園

潜在保育士への研修

保育所（園）への再就職を希望する保育士を支援するため、現場復帰に必要な研修や再就職を希望する保育所等での保育実技研修を開催する。

対象者

県内の保育所への再就職を希望する有資格者

回数

年2回

保育フェアの開催

県内の保育士養成校で保育を学ぶ学生や潜在保育士等の保育現場への就職を促すため、保育士養成校等と連携し保育フェアを開催する。フェアでは、担当者から直接、保育所（園）の概要や保育内容・方針等を説明し、情報収集や情報交換ができる場を設ける。

時期

5月

対象者

県内の保育士養成校に通う学生、潜在保育士等

保育職場体験事業

保育の現場へ就職を希望する者に対し、現場体験等の機会や採用担当者との情報交換の機会を提供し保育人材の確保を図る。

時期

通年

対象者

県内の保育士養成校に通う学生、求職者等

保育人材確保検討会議の開催

保育人材の確保、職場定着、資質向上等を図る上での課題分析や効果のある取り組み、各機関の具体的な役割について検討するため、保育関係団体、保育士養成校、労働局、県・市町村行政などによる検討会を開催する。

時期・回数

年1回

対象者

保育関係団体、保育士養成校、行政、労働局

介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等養成施設に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに介護人材の養成・確保を目指す。

対象者

介護福祉士等養成施設の在学学生

福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用及び就職準備金を貸し付け、修学・就職を支援するとともに介護人材の確保・養成を目指す。

対象者

福祉系高校の在学学生

福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

福祉系高校等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、指定施設において、介護職及び介護業務等以外の職や業務に従事した場合、修学資金返還充当資金の貸付を行う。

対象者

介護職及び介護業務に従事していない施設職員等

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

実務者研修施設に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに介護人材の養成・確保を目指す。

対象者

実務者研修施設の在学学生

介護分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた方の介護分野への参入を促進するため、就職支援金を貸し付け、介護人材の確保・養成を目指す。

対象者

他業種で働いていた介護職員

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

離職した介護職員が介護施設・事業所に再就職することを支援するため、介護職員として介護施設・事業所への勤務が決定した場合、再就職準備金の貸付を行う。

対象者

離職した介護職員

障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で就労していたが、一定の研修等を終了し障害福祉分野に再就職することを支援するため、就職支援金の貸付を行う。

対象者

障害福祉分野に就労する者

社会福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士養成施設に在学し、社会福祉士を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費等を貸し付け、修学を支援するとともに福祉人材の養成・確保を目指す。

対象者

社会福祉士養成施設の在学学生

保育士修学資金貸付等事業

保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、修学を支援するとともに、質の高い保育士の養成・確保を目指す。

対象者

指定保育士養成施設在学学生

保育補助者雇上費貸付事業

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対して、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に必要な費用の貸付を行う。

対象者

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者

潜在保育士等の就職準備金貸付事業

保育士資格をもつ潜在保育士等の保育現場への就職を支援するため、保育士として保育所等への勤務が決定した場合、就職準備金の貸付を行う。

対象者

潜在保育士等

保育士の離職防止支援事業

(1) 市町村ボランティアセンター広域連携の促進

県内の各市町村社協のボランティアセンターやコーディネーターの連携を推進し機能強化を図る。

対象者

保育所等に勤務する未就学児のいる保育士

未就学児をもつ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業

保育士の円滑な就業を推進するため、未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方への保育料の一部の貸付を行う。

対象者

未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方、及び県内の保育所等に新たに勤務する方、または産後休暇・育児休業から復帰する方

福祉・介護職場の人材育成・定着支援事業

職場内研修サポート事業

外部研修参加が難しく、研修のノウハウをもたない事業所に対し、事業所内の研修機会の拡大により、職場内研修の開催や人材育成の仕組みづくりを支援する。また、事業内容についてより分かりやすく、多くの事業所の利用促進を目的に事業名を変更する。

時期

通年

対象者

県内の社会福祉事業所

職場内研修担当者養成研修の実施

社会福祉事業所の職場内研修担当者に対して、職場内研修の意義と重要性の理解を促進するとともに、人材・組織がともに育つ職場内研修を企画、実施する具体的な手法を学ぶことを目的とした研修を開催する。

時期

11月

対象者

県内の社会福祉事業所

スーパービジョン研修の実施

社会福祉施設の中堅職員、指導的職員に対して、キャリアアップに係る環境整備を目的に職場内で実践をするなどの研修を開催する。

※専門的なスキルアップを図る2～4日目は、社会福祉従事者研修事業にて開催。

時期・回数

5～9月・計4回

対象者

県内の社会福祉事業所

働き方改革モデル事業所認定		
<p>他事業所のモデルとなる職場内の働き方改革や多様な人材確保に取り組む事業所に、さらなる働き方改革の実施に必要な経費の助成等を行うとともに、認定証の交付や就職ガイダンスへの優先出展などのインセンティブを付与し、県内社会福祉事業所の働き方改革への取り組みを強化する。</p>	時期	通年
	対象者	県内の社会福祉事業所
圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業		
<p>社会福祉事業所の人材育成に携わる職員に対して、福祉ニーズの多様化による多職種連携強化のため、種別を超えた福祉施設・事業所の交流研修を実施する。また、圏域別に意見交換を行うことによって地域特有の課題などを抽出し、職員の資質の底上げを図る。</p>	時期・回数	10月・1回
	対象者	県内の社会福祉事業所
(新) 若年福祉人材離職防止啓発支援事業（ヨコイト座談会の開催）		
<p>福祉施設・事業所の新任職員を対象に交流会を開催し、福祉の職場で働く中で感じている日頃の思いや悩み、不安などを同じ仕事をする他事業所の職員と共有することで、若年層の職員における福祉の職場で働くことのやりがいや仕事の魅力を再認識し、人材の定着・離職防止を図る。</p>	時期・回数	12月・1回
	対象者	県内の社会福祉事業所
社会福祉従事者研修事業		
階層別研修 4研修		
<p>社会福祉に従事している新任職員、中堅職員、指導者、管理者を対象に、体系的な研修を実施することにより、階層別に求められる基礎的な知識や技術等の向上を図る。 (別紙、令和6年度研修計画一覧参照)</p>	時期	4月～3月
	対象者	社会福祉事業所等役職員
スキルアップ研修 14研修		
<p>社会福祉に従事している新任職員、中堅職員、指導者、管理者を対象に、体系的な研修を実施することにより、階層別に求められる基礎的な知識や技術等の向上を図る。 (別紙、令和6年度研修計画一覧参照)</p>	時期	4月～3月
	対象者	社会福祉事業所等役職員
介護支援専門員関連研修事業		
介護支援専門員関連研修 6研修		
<p>要介護者等が、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携を図って支援を行うための適切なケアマネジメントが求められている。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる研修を体系的に実施する。</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修 (2) 介護支援専門員再研修 (3) 介護支援専門員実務未経験者更新研修 (4) 介護支援専門員更新研修 (5) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ） (6) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ） (別紙、令和6年度研修計画一覧参照)</p>	時期	7月～3月
	回数	各1回 (延べ日数：80日)

福祉人材センター事業

無料職業紹介事業

(1) 求職者や求人事業所からの各種相談に応じるため、各関係機関と連携しながら、福祉人材センター窓口や電話での対応の他、SNS等を活用した情報発信を行う。

時期

(1) (2)
通年

(2) 就職支援コーディネーターを中心に、事業所訪問を積極的に行い、事業所のニーズを把握し、人材センター事業の広報や求職者の動向などの情報を提供することで、きめ細かいマッチング支援に繋げ、地域を支える人材の確保・育成・定着を図る。

対象者

(1) (2)
求職者・求人事業所

人材確保推進のための事業

(1) 福祉を志す若い世代などの参入を図るため、社会福祉法人経営者協議会等の種別協議会と連携した取り組みを強化する。

時期・回数

(1) (2) (3) 通年
(4) 年2回

(2) 福祉人材センターの利用を促進するため、求職者や学生、事業所担当者等へ様々な広報媒体を効果的に活用して広く周知し啓発を図る。

(3) 福祉人材を効果的にマッチングするため、求人側が望む求職者へのアプローチの仕組みを、求人スカウト機能を活用するなどしてコーディネートする。

対象者

(1) 種別協議会
(2) (3)
求職者、求人事業所、
県民、学生
(4) 運営委員

(4) 事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を開催する。

介護等体験事業

教員免許取得を希望する者であって、県内の社会福祉事業所において介護等体験を希望する者の調整を行う。

時期

通年

対象者

教員免許取得を希望する大学生

福祉・介護人材マッチング機能強化事業

福祉就職ガイダンスの開催

福祉事業所への理解を深めるとともに、就業者の県内定着やUターン就職の促進、将来的な福祉人材の確保に繋げるため、福祉業務に興味のある者や福祉施設就職希望者等を対象に、職業相談及び情報提供等を行う。

時期

8月

対象者

求職者、大学生等

(新) 圏域別ガイダンスの開催

労働局や各ハローワークと協働での圏域別ガイダンスを実施する。圏域別を実施することで、地域ごとのニーズに応じたさらなるマッチングに繋げる。

対象者

求職者、大学生等

回数

年3回

市町村と連携した介護人材確保に向けた取り組みの推進

各市町村ごとの介護需要等を踏まえたインターンシップの実施や各種広報活動等について、連携した取り組みを行うことで、介護人材の安定的な確保を図る。

時期 通年

対象者 県民

とくしまの福祉の就活Web版の配信

徳島県内の福祉職場の雰囲気、お仕事の魅力、先輩職員からのメッセージ等の動画を、福祉人材センターのホームページやYouTubeで配信し、福祉職場への理解を深めることにより安定的な人材の確保と定着を推進し、将来的な福祉人材の確保を図る。

時期 通年

対象者 県民

福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催

福祉施設・事業所には、給与や人材の育成体系、職員の働きやすさや働きがいに繋がる取り組みの充実とともに、職員が連携し、サービスの質を維持・向上していくことが求められている。本セミナーは、働き方改革や多様な人材の確保、IT技術への取り組みなどの実践事例の紹介や職員の職場に対する満足度を高める取り組みなどを学び、経営基盤の「要」である人材の確保・育成・定着に繋げ、安定的に質の高いサービスの提供を図ることを目的とし開催する。

回数 年1回

対象者 福祉事業所の管理者・採用担当者等

ハローワーク移動相談事業

県内各地で広く求職者支援を行うとともに、他分野から福祉分野への転職を希望する者の円滑な転職活動を支援するため、県内のハローワークにおいて福祉人材センターの相談窓口を設置し、各種の就職相談にきめ細やかに対応する。

回数 月4回

対象者 求職者（経験者・未経験者）

雇用と福祉の連携による離職者への就職支援の推進

職業訓練を受けている方に福祉人材センターが実施する福祉職場の見学や体験事業の活用を促し、現場の雰囲気や魅力を発信することで就職を支援する。また、ハローワークと福祉人材センターの担当者間で、情報共有を随時行い、離職者への就職支援や介護福祉分野における人材確保等の取り組みを、連携して行うことで、福祉人材確保に繋げる。

回数 適宜

対象者 求職者（経験者・未経験者）
ハローワーク及び
人材センター職員

ハローワークとの協働ミニガイダンス

県内のハローワークにおいて、離職者を対象に、福祉分野の仕事の社会的意義、魅力、仕事の内容や就業にあたっての心構えなどについて紹介する機会を設け、求職者が理解を深めることで、福祉分野への就業希望を高める。

回数 適宜

対象者 求職者（経験者・未経験者）

養成校におけるミニガイダンス

若年者は福祉施設で働くことに関して疑問や不安を抱えがちであり、養成校に入学したものの福祉施設に就職しない者も多くいる。このため、養成校低学年を対象に、福祉職場の具体的な情報提供を行い、状況に応じて福祉職場体験学習等に繋げることにより、若年者の就職活動を円滑化し、将来的な福祉人材の確保を図る。

回数 年4回

対象者 養成校学生

調査研究事業

人材の確保・育成・定着に関する課題を把握し、今後の福祉人材の確保に繋げるため、学生や福祉現場で働く職員、保護者、企業等へアンケートを実施する。

回数 年1回

対象者 学生、求職者
企業等

種別協議会との協働事業の推進

各種別協議会の運営を通じた専門性の向上

各種別協議会の専門領域に応じたスキルアップ研修の実施に向けた事務局運営を行う。

時期 随時

対象者 種別協議会会員・職員

基本方針2 未来の福祉をリードする人づくり

重点推進施策 2. 共に生きる力を育む福祉教育の推進

ボランティア活動推進事業

全世代ボランティア活動促進事業

<p>(1) 青少年世代のボランティア活動普及事業</p> <p>市町村において、ボランティア活動を行う青少年の活動の場を設け、ボランティア体験標語の実施など普及啓発を進める。</p>	<p>時期・回数</p>	<p>(1) (2) 年1回 (3) 随時</p>
<p>(2) 壮年期・高年期世代のボランティア活動促進事業</p> <p>壮年期・高年期世代のボランティア活動への参加を促進し、地域における住民同士の支え合い活動の担い手を養成する。</p> <p>(3) 地域連携福祉教育推進事業</p> <p>学校や関係機関等と連携し、持続可能なコミュニティを形成するためのボランティア活動を通じた福祉教育を推進する。</p>	<p>対象者</p>	<p>県民、ボランティア、企業、市町村社会福祉協議会等</p>

とくしま権利擁護センター事業

成年後見制度の推進(社会的包摂に向けた福祉教育/地域住民に向けた支え合い活動の推進)

<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護をする成年後見制度及び関連した制度の仕組みについて、地域住民の理解を図り、利用に繋げるとともに、権利擁護活動に参加できる住民を養成し、支え合い活動を推進する。</p>	<p>時期</p>	<p>(1) 2月 (2) 7月～9月</p>
<p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 権利擁護支援者養成研修</p>	<p>対象者</p>	<p>県民</p>

次世代福祉人材の担い手育成支援事業

福祉・介護職場等体験事業

<p>福祉・介護の仕事に関心を持つ方を対象に、福祉職場体験の場を提供し、福祉職場の現状や仕事の内容を理解していただくとともに、事業者にはより良い人材確保のための機会として活用していただくことにより、福祉人材の確保、定着を図る。</p>	<p>時期</p>	<p>通年</p>
	<p>対象者</p>	<p>県内の福祉養成校に通う学生、求職者等</p>

学生向け体験事業

<p>福祉・介護の仕事の大切さや魅力を伝えるため、福祉関係団体等と連携し、福祉・介護体験や介護ロボット体験を実施する。また、福祉現場の若手職員を学校の体験授業へ派遣を行う「福祉キャラバン隊派遣」を実施し、「若者から若者への新たな目線」での発信を行う。</p>	<p>時期</p>	<p>通年</p>
<p>さらに、地域の中で「ともに生きる力」を育むためには、地域の福祉関係団体が協働する、新たな福祉教育に発展させることが必要であるため、市町村社協の積極的な参画をすすめる。</p>	<p>対象者</p>	<p>県内の小・中学校・高等学校の生徒・教員等</p>

(新) 福祉職場インターンシップ等事業

福祉・介護の仕事に関心を持つ学生を対象に、福祉職場での体験の場を提供し、実際の仕事の体験を通して、福祉施設の疑問や不安を払拭し、福祉の職場で働くことのイメージづくりや福祉業界への関心を高め、将来にわたる福祉人材の確保を図る。

また、県外大学生及び県外専門学校生は、UIJターンの促進を図る。

時期 7月、8月、9月

対象者 学生

全世代に向けた福祉生涯教育

(1) 県民への地域共生社会理念の浸透

「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、「地域に生きて暮らしている以上、誰もが支え・支えられるものである」という「地域共生社会」の実現を進めるため、意識啓発を図る必要がある。

福祉現場の取り組みや当事者の思いを映像や紙面媒体等を通して発信することにより、地域の福祉力向上を図る。

(2) 福祉教育推進モデルの指定

学校の「総合的な学習の時間」における福祉学習の取り入れ方は多岐にわたっている。そのような中、学校とともに、積極的に「福祉」を学校教育に取り込み、福祉コミュニティの形成や地域福祉を推進するための実践に取り組んでいる市町村社協をモデルとして指定する。

(3) 企業向け介護セミナーの開催

少子高齢化が進む中、在宅介護の割合も増加しているが、未だに介護に関する知識や情報を持っている方は多くなく、定年が上がる中で、親の介護による介護離職の増加も懸念されている。そのような中、県民や企業を対象とした介護保険制度や介護サービス、認知症等についてのセミナーを開催することで、介護の職場に対する興味を促すとともに、介護離職の防止や地域共生社会の実現を目指す。

対象者

- (1) 県民
- (2) 3社協
- (3) 県民・企業

基本方針2 未来の福祉をリードする人づくり

重点推進施策

3. 誰もが社会で活躍できる関わりの推進

福祉サービス第三者評価事業

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 4カ所

評価調査者の養成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価機関の体制整備を進めるとともに、評価調査者の一層のスキルアップを図る。

回数 5回

対象者 評価調査者

社会的養護関係施設第三者評価事業

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、社会的養護関係施設第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 4カ所（児童養護施設）

地域密着型サービス事業外部評価事業

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の調査を実施する。

時期 通年

対象者 50カ所

評価調査員の養成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の体制整備を進めるとともに、評価調査員の一層のスキルアップを図る。

回数 2回

対象数 評価調査者

福祉サービス苦情解決事業

福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化

福祉サービス提供者が、福祉サービス利用者からの幅広い意見や要望等に適切に対応することができる仕組みづくりを支援するため、苦情解決責任者及び第三者委員の一層のスキルアップを目的とした研修会を実施する。	時期	6月・2月
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運用を図るため、事業に取り組んでいる社会福祉協議会を対象として、巡回訪問調査を実施する。	時期	通年
	対象者	美馬市社会福祉協議会 三好市社会福祉協議会 勝浦町社会福祉協議会 神山町社会福祉協議会 那賀町社会福祉協議会 牟岐町社会福祉協議会 海陽町社会福祉協議会 東みよし町社会福祉協議会 計8社協

運営適正化委員会等の開催

(1) 運営適正化委員会の開催 事業全体の計画や進捗状況、事業報告等を行う。	時期・回数	(1) 年3回 (6月、8月、3月頃) (2) 年4回 (3) 年6回
(2) 運営監視合議体の開催 市町村社協と徳島県社協が実施している福祉サービス利用援助事業の実施状況や巡回訪問について検討する。		
(3) 苦情解決合議体の開催 福祉サービス利用者から寄せられた苦情・相談等について検討する。		

個と地域の一体的な支援力の強化

市町村社協への総合的な支援

社協役職員の資質向上を図るため、市町村社協の組織と人材育成の方針に基づく研修体系を構築し、地域共生社会の実現に向けた研修会等を開催する。	回数	(1) 年3回 (2) 年3回 (3)・(4) 年1回以上
(1) 市町村社協事務局長研修会 (2) 相談支援業務担当職員研修会 (3) 社協職員基礎研修会 (4) 地域福祉（活動計画）推進研修会	対象者	市町村社協職員
活動実践報告会 それぞれの市町村社協で行われている地域福祉の推進に向けた取り組みについて、研修会を行う中で関係者間で協議・共有し、自組織の強みを改めて確認・再評価することで人材育成に繋げる。	回数	年1回
	対象者	市町村福祉担当職員、市町村社協職員、社会福祉法人職員等

とくしま権利擁護センター事業

事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援および地域支援に繋げられる専門性の向上に努める。

- (1) 専門員基礎研修（制度編・実践編）
- (2) 生活支援員基礎研修
- (3) 相談支援業務担当研修
- (4) 専門員連絡会議等

時期

- (1) (2) 4月
- (3) 奇数月
- (4) 随時

対象者

専門員
生活支援員
社協職員

アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業

元気な高齢者の活躍の場を創出するとともに、地域の人手不足分野である介護現場の負担軽減を図るため、現役職員と元気な高齢者が業務をシェアする介護助手の導入を支援し、施設への普及・定着を図る。

- (1) 協力施設の募集・選定
- (2) 介護助手の募集広報
- (3) 就労マッチング支援・説明会等の支援
- (4) OJT研修の実施及びマニュアルの作成
- (5) 運営連絡会の実施
- (6) 協力施設への助成

時期

通年

対象者

元気で働く意欲のあるシニアで、介護の仕事を希望する者

基本方針3 安全・安心な福祉のまちづくり

重点推進施策 1. リスク対応力の強化と深化

徳島県災害ボランティアセンター整備事業

徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

大規模災害発生時に市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの運営等への支援を的確に実施するため、マニュアルや刊行書の見直しを行う。
併せて、関係機関等と連携し、県社協内に設置する支援本部の設置・運営訓練を実施する。

時期・回数 年1回

徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備

(1) 支援協定に基づく体制の整備

県社協が締結する災害時支援協定に基づき、連絡網や運営支援等に係る台帳を整備したり、情報交換や学習の機会を設けるなどして、相互理解に努める。

(2) 被災地・被災者支援を進める職員のスキルアップ

本会職員が「災害ボランティアセンター運営者研修」を受講したり、「担当者連絡会議」に参画するなどして、被災地・被災者を主体とした生活支援が円滑に進められるようスキルアップを図る。

(3) 資機材・ICT環境等の拡充・整備

本会機能を発揮するための備蓄品や、被災地支援に有効な資機材・ICT環境等の整備を進める。

(4) 徳島県総合防災訓練への参画

県が実施する総合防災訓練に、市町村社協や関係機関等と連携を図りながら参画する。

時期 (1) (2) (3) 通年
(4) 9月1日

対象者

(1) 24市町村社協他
協定締結機関
(2) 県社協職員
(3) 県社協・市町村社協
(4) 開催地・ブロック社協
社会福祉法人
他関係者

災害ボランティアセンター体制整備事業

市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援

災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの効果的な運営を実現するため、東部・南部・西部ブロック別で開催される訓練への支援を行う。

回数 年3回

対象者

市町村社会福祉協議会

様々なリスクへの対応

リスク対応力の強化

新型コロナウイルス感染症の再拡大や新たな感染症、未知の脅威に備えるため、執務室の環境整備、マニュアルや事業継続計画の見直し・検討など、リスクを回避しながら事業を継続体制を整える。

時期 通年

大規模災害に備えた連携強化推進事業

中核スタッフ会議の開催

施設種別・ブロック別の中核スタッフに行政職員を交え、全国の災害対策で得られた教訓の共有を基にそれぞれの役割を検証するとともに、官民協働で県内の広域的な福祉課題の解決に取り組む。	回数	年3回
	対象者	県域、東・西・南域、市町村域から選出する社会福祉法人職員並びに社協職員 行政職員

広域連携フォーラムの開催

発災後に効果的な被災者支援体制を速やかに構築するため、県内の多様な支援主体のキーマン同士による顔の見える馴染みの関係づくりを深め、連携しやすい土壌をつくることを目的とした広域連携フォーラムを開催する。	回数	年1回
	対象者	福祉関係団体、民間企業、任意団体、行政など

四国4県社協災害ボランティアセンター担当者会議を通じた災害対策

四国4県社協災害ボランティアセンター担当者会の幹事県を担当し、担当者会議の開催やスキルアップ研修、関係者とのネットワークづくりを通じた四国内での協働体制を構築するとともに、全社協とのパイプ役を担うことで、全国域での連携体制構築に努める。	回数	年2回
	対象者	四国県社協、四国JCI、全社協など

基本方針3 安全・安心な福祉のまちづくり

重点推進施策	2. 平時から発災、復興まで切れ目のない支援体制の構築
--------	-----------------------------

福祉避難所運営体制強化事業

福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備

<p>各市町村及び社会福祉法人の福祉避難所の取り組みについて現状を把握し、その上で現行制度に基づいた福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた取り組みを進める。</p> <p>(1) 福祉避難所の取組状況調査を実施 (2) 福祉避難所訓練の実施 (3) 各社会福祉法人の事業継続を支援する福祉広域ネットワークの構築</p>	時期	(1) (2) (3) 随時
--	----	----------------

災害コミュニティソーシャルワークの推進

被災者・被災地を中心とした総合相談支援体制の構築

<p>被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握したうえで、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら当該課題等の解消に向けて継続的に支援する事で、被災者の生活再建が進むようマネジメントできる関係づくりに平時から取り組む。</p>	時期・回数	通年
	対象者	市町村社協, NPO, ボランティア団体, 士業, 企業, 行政等
<p>日頃からの見守り・相談支援や、個別避難計画の策定支援、さらに包括的支援体制の構築への取り組みなどを、発災時の災害コミュニティソーシャルワークの展開へとつなげるため、福祉事業所・法人、社協等による生活の基盤である“地域”を主体にした防災・減災福祉の協議・検討や災害ケースマネジメントを活用した人材育成などを進める。</p>	時期・回数	通年

ボランティア活動推進事業

災害ボランティア等の育成

<p>(1) 災害ボランティアに関する講座の開催</p> <p>災害発生時に必要な地域力の強化や災害時要援護者への支援に繋げるため、県民の災害時におけるボランティア活動等に対する理解を深め、防災意識、災害時のボランティア活動の取り組みを啓発する。</p>	時期・回数	(1) (2) 年1回
<p>(2) 災害ボランティアコーディネーター講習会の開催</p> <p>災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講習会を開催する。</p>	対象者	(1) 県民 (2) 災害ボランティアコーディネーターとしての活動希望者

基本方針3 安全・安心な福祉のまちづくり

重点推進施策

3. 地域と協働した要配慮者支援の推進

民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮

<p>福祉業界における共通課題「人材確保」「マンパワーの育成定着」「災害時の福祉支援」「地域における公益的な取組」等について取り組み等の意見交換を行い、協働して解決に向けて取り組むための緩やかなネットワーク構築を目指すための会議を開催する。</p>	対象者	種別協議会、福祉関係団体・専門職組織
	回数	年2回

災害時における包括的な支援体制の構築

各圏域訓練等への参画・協力及びネットワーク化の推進

<p>(1) 各ブロックや市町村圏域において開催される訓練に参画し、市町村の担う要援護者支援の理解・啓発を行う。</p> <p>(2) 生活再建に向けて、被災者一人一人に寄り添い適切な支援が行えるよう、平時から社会福祉法人や様々な機関と情報を共有し、連携・協働を行い、災害福祉支援体制の構築に向けた、県域及び各圏域でのネットワークづくりを支援する。</p>	時期・回数	(1) ブロック 年4回 市町村圏域 随時 (2) 通年
	対象者	(1) 県民、市町村社協 (2) 県社協職員、行政、24市町村社協、社会福祉法人、他関係機関

各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施

<p>(1) 県総合防災訓練に参画する中で、複数の事業所が連携して福祉避難所の設置等に取り組み、その成果を検証する。</p> <p>(2) 県が行う災害派遣福祉チーム関係研修等による人材育成に協力するなど、県内における災害時の相互扶助の体制整備に取り組む。</p> <p>(3) 平時からの福祉関係者による災害時の福祉支援活動や地域住民との協働による見守り活動等に取り組み、地域での支援体制の強化を図る。</p>	時期	随時
	対象者	県民、市町村社協、行政、社会福祉法人・事業所、他関係機関

基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

重点推進施策 1. 地域貢献・地域における公益的な取り組みの推進

県社協組織の運営

基金等を活用した事業の展開

<p>「星合之代奨学基金」を運営し、徳島県内の児童養護施設等の児童で、高校を卒業後、大学、専門学校等へ入学を予定している者に対し、年額60万円を上限に「入学金、授業料、住居費、生活費等」を給付するとともに、卒業するまでの見守りを行う。</p>	時期	募集 11～1月
	対象者	県内の児童養護施設等の児童(5～10名)
<p>「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」を運営し、県内の中高生(特別支援学校生を含む。)を対象に、スポーツ界で活躍すること等を目的に進学を希望する者に、入学金、授業料、住居費、生活費等として、大学生は年額60万円、高校生は年額36万円を給付するとともに、卒業するまでの見守りを行う。</p>	時期	募集 1月
	対象者	県内の中高生でスポーツ界で活躍すること等を目的に進学する者(5名)
<p>「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」を活用し、「子どもの居場所」の確保や、地域で子どもたちを見守り、育む事業に取り組む団体を対象に助成を行い、子どもたちが安心して参加できる「子どもの居場所」づくりの拡充を図る。</p>	時期	助成募集 11～1月
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む団体
<p>「社協職員資質向上基金」を運営し、県内の社協職員の資質向上に寄与するため、資格取得等の助成等を行う。</p>	時期	2、3、5、8、11月(通知) 1、7、10月(審査)
	対象者	市町村社協職員
<p>地域の多様な課題解決を図るために、本会の自主事業の拡充や相談支援の充実に向けたコミュニティソーシャルワークを展開する新たな事業など、地域共生社会の実現を目指した本会の体制強化を「社会福祉基金」を活用して推進する。</p>	時期	通年

社会福祉法人等との連携・支援

<p>社会福祉法人に求められるガバナンスと財務規律の強化、運営の透明性の確保を行う。また、市町村社協との連携及び社会福祉法人の複数法人連携により、県内全域に地域共生社会が広がるよう取組を推進する。</p> <p>(1) 社会福祉法人間連携への支援 (2) 地域共生社会の実現に向けた研修会等の開催 (3) アドバイザー(公認会計士、社会保険労務士等)の派遣及び電話相談</p>	時期・回数	(1) (2) 随時 (3) 年1回以上
	対象者	社会福祉法人等 市町村社協 その他

法人運営事業

地域貢献・公益的な取り組み,SDGs推進事業

<p>社会福祉法人による地域における公益的な取り組みやSDGsへの貢献,企業における地域貢献を呼びかける。</p>	時期・回数	年1回以上
	対象者	市町村社協,社会福祉法人・事業所,企業,関係機関

基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

重点推進施策 2. ICT等の活用による働き方改革の推進

県社協組織の運営

ICTを活用した情報の収集・発信の機能強化

業務改善に向けての意見を出し合い、組織運営に反映させることにより、業務の効率化を図るとともに、積極的にICTを活用し、業務の省力化を図る。

時期・回数 通年

対象者 県社協職員

風通しが良く、働きがいのある職場環境の構築

衛生委員会等において、職場環境や職員のメンタルヘルス等をチェックし、改善策の検討や職場環境の整備を行う。
また、多様な働き方が可能となるような職場づくりを進め、ワークライフバランスを推進する。

時期・回数 通年

対象者 県社協職員

基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

重点推進施策 3. 持続可能な組織運営と経営基盤の強化

法人運営事業

コンプライアンス徹底・ダイバーシティ浸透への取り組み

県民の信頼に応えられる法人となるべく、法令や社会規範等の遵守徹底をすべての活動の基本に置き、ハラスメント等の防止のため、コンプライアンスや倫理・人権教育を実施する。

時期 通年

対象者 県社協職員

理事会・評議員会等の開催

(1) 理事会・評議員会を開催し、組織のガバナンスを強化する。

時期・回数 年3回
6月、12月、3月

(2) 法人役員研修会等において、役員間で情報共有や意見交換を行う機会を確保し、相互牽制機能を強化させる。

回数 年1回

対象者 本会役員及び評議員

(3) 第七次活動推進計画（中期計画）の進捗・達成状況及び現状と課題を分析し、総合企画委員会において、委員へ報告するとともに、いただいた提言や意見をもとに、事業内容等へ反映することにより改善を図る。

回数 年2回

対象者 総合企画委員会委員

(4) 本会に寄せられる意見・相談等を第三者委員と共有する機会を設けるなどして、事業運営をはじめ見直しや改善へと繋げる。

回数 通年

対象者 第三者委員等

会計基準に従った予算執行及び資金等の管理

(1) 税制優遇や公金支出があることも踏まえ、透明性を確保した適性かつ公正な会計処理を行うとともに、適時その実態を把握する経営分析を行うなど、持続可能な事業運営に努める。

時期・回数 通年

(2) 共同募金配分金事業の活用や各事業への賛同者を増やすことにより、安定した財源の確保に努める。

外部監査及び監事による監査の実施

時期 5月

対象者 本会監事、公認会計士

職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発		
<p>県域の地域福祉の推進を担うため、職員に求められる高度な専門性の習得にむけた各種研修の受講や、福祉関係資格の取得を促進する。</p> <p>(1) 事業別または階層別研修体系の実施 (2) 全職員を対象とした目標管理制度の構築</p>	時期	随時
	対象者	県社協職員
関係行政機関との協働		
<p>所管課を超えた行政との連携を強化し、社会的な課題や事業運営を取り巻く状況等を共有するとともに、県社協事業への理解を得て、協働した取り組みを進める。</p>	対象者	県所管課他関係各課 福祉事務所等
	回数	通年
政策提言・意見具申		
<p>本会役員や福祉分野で活躍する会員等の制度・施策に関する意見を集約して分析。特に緊急性の高い事柄については、各関係機関との協働を図った上で、県・中央への政策提言や意見具申を行う。</p>	回数	年1回以上
種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業		
徳島県民生委員児童委員協議会		
<p>民生委員・児童委員がそれぞれの地域にあってその力を発揮し、地域福祉の増進に積極的な役割を果たしていけるよう、調査研究、方針等の提示、研修の実施、機関紙等を通じた情報提供、社会的な周知促進などを行うことを目的とする。</p> <p>(1) 地域における民生委員・児童委員活動の充実 (2) 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働への対応 (3) 市町村民児協における活動強化方策の策定に向けた支援 (4) 災害時要援護者支援の推進 (5) 関係団体等との連携・協力</p>	会員	2,022名
	予算額	29,944千円
	組織運営	総会、理事会、正副会長会
	委員会・部会	総務、広報・研修、地域福祉推進、児童委員活動推進部会
徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会		
<p>地域共生社会の実現に向けて、県下の市町村社協及び会員相互の連携のもと、社協活動の充実強化と職員の資質向上や交流を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 市町村社会福祉協議会及び会員相互の連携強化 (2) 社会福祉に関する調査と研究 (3) 会員の資質向上 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業</p>	会員	113名
	予算額	1,025千円
	組織運営	総会、役員会
	委員会・部会	事務局長部会、事務部会、地域福祉活動部会、在宅福祉サービス部会、ボランティアコーディネート部会、広報委員会

徳島県社会福祉法人経営者協議会

<p>社会福祉法人に関わる基本的課題を調査・検討し、かつその実践を図り、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 災害支援体制の構築について (2) 健全経営及びサービスの質の向上について (3) アクションプラン2025（徳島版）の推進について (4) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の取組強化 (5) 福祉人材確保・育成・定着に向けた取組について</p>	会員	94法人
	予算額	10,848千円
	組織運営	総会、理事会、正副会長会議
	委員会・部会	総務・危機管理委員会、地域共生・社会貢献推進委員会、アクションプラン推進委員会、青年委員会、経営戦略特命チーム

徳島県老人福祉施設協議会

<p>本会を構成する施設の充実と経営管理を効率的に推進し、全県的な連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつその実践を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 施設の健全経営・財務規律の強化 (2) 感染症及び災害に関する事業継続計画の策定 (3) 自立支援・重度化防止の取り組み (4) 介護現場における生産性の向上 (5) 外国人介護人材の確保・育成・定着 (6) 地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの実現に向けた役割と機能の発揮 (7) 政策提言・組織基盤の強化 (8) その他目的達成のために必要な事業</p>	会員	199施設
	予算額	24,512千円
	組織運営	総会、常任協議員会、正副会長会、正副会長・委員長会
	委員会・部会	総務・組織、広報、介護保険経営戦略、施設サービス、在宅サービス、次世代委員会

徳島県保育事業連合会

<p>地区協議会の密接な連絡調整を図るとともに、相互に協力して保育事業振興のための適切な事業を企画し、これを推進することによって、県下保育事業の健全な発達を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 会員の専門性の確立と資質向上の支援 (2) 子育て文化の再構築 (3) 保育士会組織の強化 (4) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応 (5) 地域共生社会の実現に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮 (6) その他目的達成のために必要な事業</p>	会員	222施設
	予算額	12,028千円
	組織運営	代議員会、理事会、正副会長会、常任理事会、部会長会議
	委員会・部会	総務企画、広報、研修、保育士、給食部、認定こども園部

徳島県私立保育園連盟

保育園（所）相互の密接な連絡を図るとともに、会員相互の親睦提携を密にし、相互に協力して私立保育園事業の振興と児童福祉の増進に資することを目的とする。

- (1) 「子どもの育ちを支える運動」の一環としての「子どもの自己肯定感を育む保育実践」の推進
- (2) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応
- (3) 全ての子どもたちの保育要求を実現させるための予算運動の強化
- (4) 保育施設職員の専門性の向上及び処遇改善への対応
- (5) 地域共生社会に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮
- (6) その他保育園振興のための事業

会員 106施設

予算額 9,477千円

組織運営 総会、理事会

委員会・部会 総務部、調査部、保育研修部、広報部、予算対策委員会、青年会議担当部

徳島県児童養護施設協議会

施設運営の近代化を積極的にすすめ、施設間及び関係機関との密接な連携と親睦を図り、職員の資質向上と福祉事業の円滑な推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 諸会議の開催
- (2) 各専門部会の開催
- (3) 児童交換交流大会の開催
- (4) 児童文化奨励絵画展徳島県コンクールの実施
- (5) 子ども虐待防止オレンジリボン運動の実施
- (6) 地域共生社会の実現に向けた役割と機能の発揮
- (7) その他目的達成のために必要な事業

会員 7施設

予算額 5,980千円

組織運営 施設長会

委員会・部会 書記部会、行事担当者会、栄養士会、ファミリーソーシャルワーカー部会、保育士・指導員合同ケース研究会、心理療法担当職員部会、被虐待児個別対応職員部会

徳島県ホームヘルパー協議会

ホームヘルパーが自らの職務能力の向上と、相互の連絡・親睦を図るとともに、ホームヘルパーに対する社会の理解と協力を得て、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。

- (1) 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、利用者一人ひとりの状態やニーズに合わせた自立に向けた支援を行う。
- (2) 専門性の向上と会員相互の連絡親睦を図る。
- (3) 他職種と連携を図りつつ、「地域共生社会の実現」に向けた役割を發揮する。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

会員 正会員：43名
準会員：3名

予算額 736千円

組織運営 総会、役員会

とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会

徳島県内における住民参加型在宅福祉サービスの推進と普及を図るとともに、各団体相互の発展を目指すことを目的として、それぞれの団体の独自性や自主性を尊重しつつ、ゆるやかなネットワークを形成する。

また、その目的達成のための各種事業を行い、各団体間の交流と相互研鑽を進める。

- (1) 団体相互の情報交換を図る事業
- (2) 会員研修会の開催
- (3) 住民参加型在宅福祉サービスの普及・啓発事業
- (4) 「地域共生社会の実現」に向けた住民参加による活動の促進
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

会員 16団体7個人

予算額 1,295千円

組織運営 総会、役員会

収益事業		
図書、福祉新聞、その他印刷物等の販売及び斡旋を行う。	時期	随時
法人運営事業		
SDGsの目標達成		
SDGsの目標達成に向けた貢献について、行動指針の策定を進める。	時期・回数	通年
	対象者	県社協職員

【令和6年度 研修計画一覧】

社会福祉従事者等研修実施計画

研修区分		階層別研修		対象	回数	日数	延日数	時間	定員	受講料	開催方法				
階層別研修	新任	1	新任職員研修(Aコース、Bコース)	社会福祉従事者	2	2	2	半日×2コース	各日60	3,500	集合				
			ヨコイト座談会 ※福祉・介護職場の人材育成・定着支援事業にて開催		1	1	1	半日							
	中堅	2	中堅職員ファーストステップ研修		1	1	1	半日	60	3,500	集合				
			指導者		3	チームリーダー研修	1	1	1	半日	60	3,500	オンライン		
	管理者	4	施設長・管理運営職員研修		1	1	1	半日	60	3,500	オンライン				
スキルアップ研修	新中堅	5	対人援助職のためのコミュニケーション研修(初級編)(Aコース、Bコース)	社会福祉従事者	2	1	1	半日(午前・午後)	各日程40	5,000	集合				
			6		対人援助職のための接遇研修	1	1	1				半日	60	5,000	オンライン
			7		福祉職場のメンタルヘルス研修	1	1	1				半日	60	5,000	オンライン
	中堅的指導者	8	チームリーダーのためのステップアップ研修(2日間)		1	2	2	1日×2日間	60	10,000	集合				
			9		スーパービジョン研修(4日間) ※1日目は福祉・介護職場の人材育成・定着支援事業にて開催	1	4	4	1日×4日間	50	15,000	オンライン			
			10		対人援助職のためのコミュニケーション研修(上級編)	1	1	1	1日	50	5,000	集合			
	中堅的指導者	11	クレーム対応力強化セミナー		1	1	1	半日	50	5,000	集合				
			12		福祉職場のリスクマネジメント研修	1	1	1	半日	50	5,000	オンライン			
			13		福祉職に必要な法律知識	1	1	1	半日	60	5,000	オンライン			
	全階層	14	地域共生社会推進セミナー【公開講座】 ※福祉人材センターアイネット・老協との共催		県民	1	1	1	半日	100	無料	集合			
			15		記録の書き方研修	社会福祉従事者	1	1	1	半日	60	5,000	オンライン		
			16		共感を得ることは講座	社会福祉従事者	1	1	1	1日	50	5,000	オンライン		
	テーマ別	指導者	17		(新)ソーシャルリクルーティング研修 ～SNSを活用した職員採用～	社会福祉従事者	1	1	1	半日	60	5,000	オンライン		
18				ディズニーに学ぶ！ ポジティブリーダーシップ研修	1		1	1	半日	60	5,000	集合			

介護支援専門員関連研修実施計画

名称		回数	日数	延日数	定員	受講料 (テキスト代含む)
介護支援専門員 関連研修	1 介護支援専門員実務研修	2	14	22	なし	54,780
	2 介護支援専門員再研修	2	8	14	50	37,780
	3 介護支援専門員実務未経験者更新研修	2	8	14	100	37,780
	4 介護支援専門員更新研修	2	11	15	240	55,460
	5 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	1	7	7	50	34,170
	6 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	2	4	8	60	21,290